

# 子ども・子育て支援新制度について

【平成 25 年 8 月 27 日】

第 1 回 洲本市 子ども・子育て 会議

洲本市 健康福祉部 福祉課 作成

## ■子ども・子育て支援新制度について

### ○国の少子化対策を巡る動き

1 「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日 閣議決定）

～子どもの笑顔があふれる社会のために～

#### これまでの子育て支援

- ・家族や親が子育てを担う  
＜個人に過重な負担＞

#### これからの子育て支援

- ・社会全体で子育てを支える  
＜個人の希望の実現＞

#### 子どもと子育てを応援する社会

- 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）
- 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ
- 生活と仕事と子育ての調和

#### 1 社会全体で子育てを考える

- ・子どもを大切にする
- ・ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- ・地域のネットワークで支える

#### 2 「希望」がかなえられる

- ・生活、仕事、子育てを総合的に支える
- ・格差や貧困を解消する
- ・持続可能で活力ある経済社会が実現する

#### 目指すべき社会への政策4本柱

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ
2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ
3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ
4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ  
（ワーク・ライフ・バランスの実現）

## 2 「子ども・子育て関連3法」（平成24年8月成立）

- 子ども・子育て支援法
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
（関係法律の整備法案）

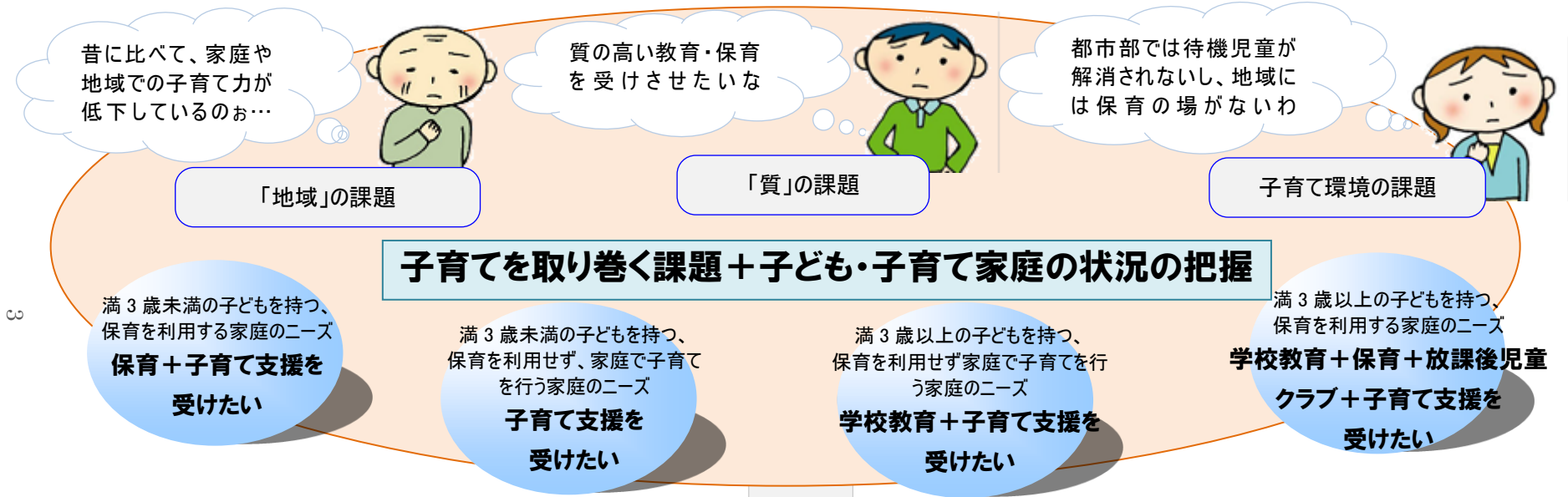
### 【3法の趣旨】

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図る。

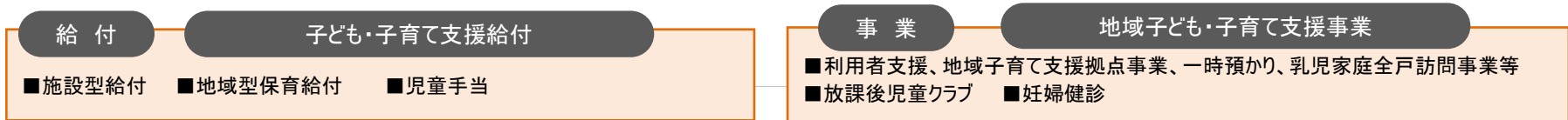


# 「子ども・子育て支援」の概要

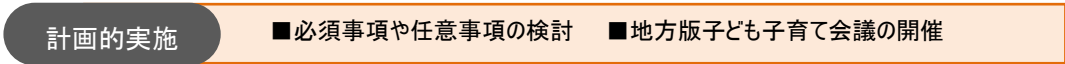
## 子ども・子育て家庭の状況に応じた支援策の検討



### さまざまな「子ども・子育て家庭の状況に応じた需要の把握



### 地域の子ども・子育て支援策の検討





# 「子ども・子育て」ニーズ調査について

## 保育・教育における「量」の把握と「質」の向上をめざす

調査で把握する内容は下記の給付サービスと実施事業になります。

### 給付

### 子ども・子育て支援給付

#### ■施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

#### ■地域型保育給付

・小規模保育(6人～19人以下の子どもを預かる場合)、家庭的保育(5人以下の子どもを預かる場合)

居宅訪問型保育(保育士が訪問し子どもを預かる場合)、事業所内保育

※施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

#### ■児童手当

### 事業

### 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、  
乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

■延長保育事業、病児・病後児保育事業

■放課後児童クラブ (対象が「概ね10歳未満」から「小学生」へ)

■妊婦健診

## ○市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

### 子ども・子育て支援の意義

- ◎子ども・子育てビジョン、子ども・子育て関連3法の趣旨など、計画策定の意義

### 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- ◎幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方（基本理念など）
- ◎子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働体制

### 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

- ◎子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- ◎幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況、利用希望
- ◎市町村間の調整、県との協議・調整について

### 必須記載事項

- ◎教育・保育提供区域の設定
- ◎各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### 任意記載事項

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
  - ・児童虐待防止対策の充実
  - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
  - ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
  - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
  - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

### 計画の推進にあたって

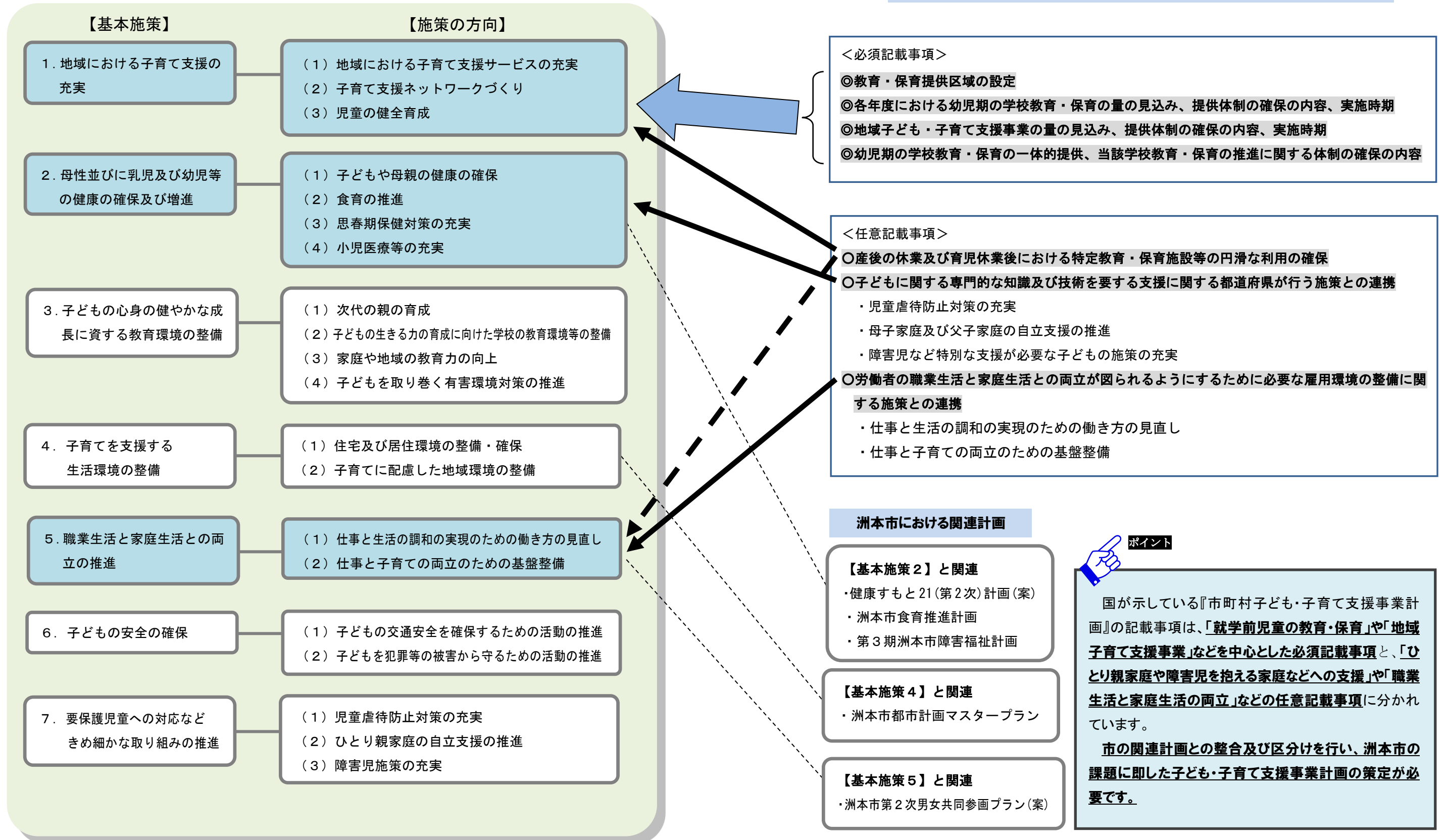
- 計画の推進への定期的な点検・評価について
- 地方版子ども・子育て会議（本会議）の役割と運営について
- 制度の周知と当事者の意見の反映

## ◎ 「洲本市次世代育成支援後期行動計画」と「市町村子ども・子育て支援事業計画」の関連

次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画への移行に向けては、現行計画である「洲本市次世代育成支援後期行動計画」の内容を踏まえつつ、新しい計画に掲載すべき内容の検討を進めていくことが必要です。

### 洲本市次世代育成支援後期行動計画

### 国が示している「市町村子ども子育て支援事業計画」の記載事項



## ■会議の役割について

### 1 子ども・子育て会議の役割

地域の子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめとする自治体における子ども・子育て支援に関する施策は、児童福祉・幼児教育双方の観点を持った方々の参画を得て、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することが必要である。

このことを担保するために、子ども・子育て支援の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について継続的に調査審議する「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務として規定されている。

※子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項、第 2 項（市町村等における合議制の機関）に規定

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）の利用定員の設置に関する意見聴取
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用定員の設置に関する意見聴取
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する意見聴取
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項、実施状況の調査審議